

(趣旨)

第1条 久喜市立小学校(以下「小学校」という。)及び久喜市立中学校(以下「中学校」という。)の通学区域(以下「学区」という。)については、この規則の定めるところによる。

(小学校の学区)

第2条 小学校の学区は、別表第1のとおりとする。

(中学校の学区)

第3条 中学校の学区は、別表第2のとおりとする。

(許可の特例)

第4条 久喜市教育委員会(以下「教育委員会」という。)は、保護者からの願い出により前2条に規定する就学すべき小学校又は中学校に就学することが、心身の故障その他の事情により著しく困難と認められる者については、その就学すべき小学校又は中学校の属する別表第1の地区の欄又は別表第2の地区の欄と同一の地区において、その就学すべき小学校又は中学校以外の小学校又は中学校に就学することを許可することができる。

2 前項の場合において、就学すべき小学校又は中学校以外の小学校又は中学校に就学することができる事由は、別表第3のとおりとする。

3 教育委員会は、特別の事情がある場合において、第1項に規定する就学すべき小学校又は中学校以外の小学校又は中学校に就学することが適当と認められるときは、前2項の規定にかかわらず、その就学すべき小学校または中学校以外の小学校又は中学校に就学することを許可することができる。

(その他)

第5条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成22年3月23日から施行する。

(経過措置)

2 平成23年4月1日までに、栗橋地区における特認校制度及び選択希望制度並びに鷺宮地区における隣接学区制度及び自由選択制度によりそれぞれの地区の小学校又は中学校に入学し、就学している者は、卒業するまで当該入学し、就学している学校に就学することができる。

3 栗橋地区及び鷺宮地区において、平成23年4月1日までに、その就学すべき小学校又は中学校以外の小学校又は中学校に兄又は姉が就学している場合は、当該兄又は姉の弟又は妹は、当該兄又は姉が就学している小学校又は中学校に入学することができる。この場合において、当該入学をした者は、同一の学校に就学している兄又は姉が卒業した場合であっても、当該就学している学校に当該入学した者が卒業するまで就学することができる。

(通学区域に関する特例措置)

4 当分の間、別表第1に定める学区のうち、上内小学校の学区に住所を有する児童については、同表の規定にかかわらず、鷺宮小学校に通学するものとする。

附 則(平成22年9月17日教委規則第51号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成23年12月15日教委規則第22号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年3月23日教委規則第2号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。ただし、別表第3の8の項の改正規定は、平成24年7月9日から施行する。

附 則(平成24年7月26日教委規則第6号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成27年9月25日教委規則第4号)

(施行期日)

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表第2の規定は、この規則の施行日(以下「施行日」という。)以後に中学校に入学又は転入学する者について適用し、施行日前に中学校に就学している者の通学区域については、なお従前の例による。

3 改正前の別表第2の規定により施行日に久喜市立太田小学校の通学区域から久喜市立久喜東中学校に兄又は姉が就学している場合は、当該兄又は姉の弟又は妹は、同中学校に入学することができる。この場合において、当該入学をした者は、当該兄又は姉が卒業した場合であっても、同中学校に当該入学した者が卒業するまで同中学校に就学することができる。

附 則(平成28年9月28日教委規則第9号)

(施行期日)

- この規則は、平成29年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 改正後の別表第2の規定は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)以後に中学校に入学又は転入学する者について適用し、施行日前に中学校に就学している者の通学区域については、なお従前の例による。
- 改正前の別表第2の規定により施行日に久喜市立上内小学校の通学区域から久喜市立鷺宮中学校に兄又は姉が就学している場合は、当該兄又は姉の弟又は妹は、同中学校に入学することができる。この場合において、当該入学をした者は、当該兄又は姉が卒業した場合であっても、同中学校に当該入学した者が卒業するまで同中学校に就学することができる。

附 則(平成30年3月22日教委規則第3号)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(令和2年12月25日教委規則第13号)

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和4年1月27日教委規則第1号)

この規則は、令和4年4月1日から施行する。ただし、別表第1の改正規定及び別表第2栗橋地区の部の改正規定は、栗橋駅西(栗橋地区)土地区画整理事業の換地処分公告があった日の翌日から施行する。

附 則(令和4年10月3日教委規則第10号)

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則(令和6年11月26日教委規則第15号)

この規則は、令和6年12月2日から施行する。

別表第1(第2条関係)

地区	学校名	通学区域
久喜地区	久喜市立久喜小学校	久喜中央2丁目、久喜中央3丁目、南1丁目から南5丁目まで、本町2丁目から本町5丁目まで、上町並びに県道六万部久喜停車場線(久喜駅から県道久喜騎西線まで)及び県道久喜騎西線(以下「駅前大通り」という。)南側の上早見
	久喜市立太田小学校	久喜東2丁目、吉羽1丁目から吉羽5丁目まで、JR東北本線東側の野久喜及び古久喜、青毛堀川西側の青毛並びに西及び吉羽(東停車場線とその延長が予定されている都市計画道路南側の西及び吉羽を除く。)
	久喜市立清久小学校	北中曽根、六万部、上清久、下清久及び所久喜
	久喜市立本町小学校	久喜中央1丁目、久喜中央4丁目、本町1丁目、本町6丁目から本町8丁目まで、中落堀川南側の久喜北2丁目、久喜新、久喜本、駅前大通り北側の上早見並びに県道さいたま栗橋線西側の野久喜及び古久喜
	久喜市立青葉小学校	栗原1丁目、栗原4丁目、青葉1丁目、青葉3丁目(1番から4番までを除く。)、青葉4丁目(1番から11番までを除く。)、青葉5丁目、県道幸手久喜加須線南側の栗原(葛西用水路東側の栗原を除く。))並びに青毛堀川東側の西及び吉羽
	久喜市立青毛小学校	栗原2丁目、栗原3丁目、青葉2丁目、青葉3丁目1番から4番まで、青葉4丁目1番から11番まで、青毛1丁目から青毛4丁目まで、青毛堀川東側の青毛及び葛西用水路東側の栗原
	久喜市立久喜東小学校	久喜東1丁目、久喜東3丁目から久喜東6丁目まで、JR東北本線東側の下早見並びに東停車場線とその延長が予定されている都市計画道路南側の西及び吉羽
	久喜市立久喜北小学校	久喜北1丁目、久喜北2丁目(中落堀川南側を除く。))並びにJR東北本線西側にて県道さいたま栗橋線東側の野久喜及び古久喜
	久喜市立江面小学校	江面、北青柳、太田袋、樋ノ口、原、除堀及びJR東北本線西側の下早見
菖蒲地区	久喜市立菖蒲小学校	菖蒲町菖蒲(菖蒲東小学校通学区域を除く。) 菖蒲町上大崎(三箇小学校通学区域を除く。) 菖蒲町新堀
	久喜市立小林小学校	菖蒲町小林 菖蒲町柴山枝郷字神の木及び菖蒲町柴山枝郷字丸谷
	久喜市立三箇小学校	菖蒲町三箇(菖蒲東小学校通学区域を除く。) 菖蒲町上大崎(菖蒲小学校通学区域を除く。) 菖蒲町台 菖蒲町河原井
	久喜市立栢間小学校	菖蒲町上栢間 菖蒲町下栢間 菖蒲町柴山枝郷(小林小学校通学区域を除く。)
	久喜市立菖蒲東小学校	菖蒲町菖蒲(菖蒲小学校通学区域を除く。) 菖蒲町三箇(三箇小学校通学区域を除く。)
栗橋地区	久喜市立栗橋西小学校	松永1丁目、松永(栗橋小学校通学区域を除く。)、間鎌、佐間、高柳及び島川

	久喜市立栗橋南小学校	栗橋東6丁目の一部、小右衛門、中里、北広島、河原代、新井、狐塚、南栗橋1丁目、南栗橋2丁目、南栗橋3丁目、南栗橋4丁目、南栗橋5丁目、南栗橋6丁目、南栗橋7丁目、南栗橋8丁目、南栗橋9丁目、南栗橋10丁目、南栗橋11丁目及び南栗橋12丁目
	久喜市立栗橋小学校	栗橋北1丁目、栗橋北2丁目、栗橋中央1丁目、栗橋中央2丁目、栗橋東1丁目、栗橋東2丁目、栗橋東3丁目、栗橋東4丁目、栗橋東5丁目、栗橋東6丁目(栗橋南小学校通学区域を除く。)、松永の一部、緑1丁目、栗橋、伊坂、伊坂北1丁目、伊坂北2丁目、伊坂中央1丁目、伊坂中央2丁目、伊坂南1丁目、伊坂南2丁目及び伊坂南3丁目
鷺宮地区	久喜市立鷺宮小学校	久本寺、中妻、葛梅、上内及び鷺宮の各一部、栄1丁目、葛梅1丁目、葛梅2丁目、葛梅3丁目
	久喜市立桜田小学校	八甫・東大輪及び西大輪の各一部、西大輪2丁目の一部、西大輪3丁目、西大輪4丁目、西大輪5丁目、外野、上川崎、八甫3丁目、八甫4丁目の一部、八甫5丁目、桜田1丁目・桜田2丁目及び桜田3丁目の各一部、桜田4丁目、桜田5丁目
	久喜市立上内小学校	上内478番地
	久喜市立砂原小学校	葛梅・上内及び鷺宮の各一部(鷺宮小学校及び上内小学校の通学区域を除く。)、鷺宮中央1丁目、鷺宮中央2丁目、鷺宮1丁目、鷺宮2丁目、鷺宮3丁目、鷺宮4丁目、鷺宮5丁目、鷺宮6丁目の一部、砂原1丁目
	久喜市立東鷺宮小学校	八甫・東大輪及び西大輪の各一部、西大輪1丁目、西大輪2丁目の一部、八甫4丁目・桜田1丁目及び桜田3丁目の各一部(桜田小学校の通学区域を除く。)、八甫1丁目、八甫2丁目、桜田2丁目及び鷺宮6丁目の各一部(砂原小学校の通学区域を除く。)

別表第2(第3条関係)

地区	学校名	通学区域
久喜地区	久喜市立久喜中学校	久喜小学校、本町小学校及び久喜北小学校の通学区域
	久喜市立久喜南中学校	清久小学校及び江面小学校の通学区域
	久喜市立久喜東中学校	青葉小学校及び青毛小学校の通学区域
	久喜市立太東中学校	太田小学校及び久喜東小学校の通学区域
菖蒲地区	久喜市立菖蒲中学校	菖蒲小学校、小林小学校、三箇小学校、栢間小学校及び菖蒲東小学校の通学区域
栗橋地区	久喜市立栗橋東中学校	栗橋北1丁目、栗橋北2丁目、栗橋中央1丁目、栗橋中央2丁目、栗橋東1丁目、栗橋東2丁目、栗橋東3丁目、栗橋東4丁目、栗橋東5丁目、栗橋東6丁目、緑1丁目、栗橋、伊坂、松永の一部、小右衛門、中里、南栗橋1丁目、南栗橋2丁目、南栗橋3丁目、南栗橋4丁目、南栗橋5丁目、伊坂北1丁目、伊坂北2丁目、伊坂中央1丁目、伊坂中央2丁目、伊坂南1丁目、伊坂南2丁目及び伊坂南3丁目
	久喜市立栗橋西中学校	松永1丁目、松永(栗橋東中学校通学区域を除く。)、間鎌、佐間、高柳、島川、北広島、河原代、新井、狐塚、南栗橋6丁目、南栗橋7丁目、南栗橋8丁目、南栗橋9丁目、南栗橋10丁目、南栗橋11丁目及び南栗橋12丁目
鷺宮地区	久喜市立鷺宮中学校	砂原小学校の通学区域、鷺宮6丁目、東大輪・西大輪及び外野の各一部、西大輪1丁目、西大輪2丁目、西大輪3丁目、西大輪4丁目、西大輪5丁目
	久喜市立鷺宮東中学校	八甫、上川崎、東大輪・西大輪及び外野の各一部(鷺宮中学校の通学区域を除く。)、八甫1丁目、八甫2丁目、八甫3丁目、八甫4丁目、八甫5丁目、桜田1丁目、桜田2丁目、桜田3丁目、桜田4丁目、桜田5丁目
	久喜市立鷺宮西中学校	鷺宮小学校及び上内小学校の通学区域

別表第3(第4条関係)

理由区分				許可基準	許可期限	確認又は添付書類
1	転居・転出の場合	小学校	1～4年	(1) 4月1日以降転居・転出し、通学上支障のない場合	(1) 学期末又は学年末まで	転出証明書又は住民票
		小学校	5～6年		(1) 卒業まで	
		中学校	全学年	(1) 4月1日以降転居・転出し、通学上支障のない場合	(1) 卒業まで	
2	兄弟姉妹の場合			(1) 転居・転出で卒業までの指定校変更又は区域外就学の許可申請をした兄弟姉妹が同一学校にいる児童の場合	(1) 兄又は姉が卒業するまで (2) 小学校については兄又は姉が卒業す	転出証明書又は住民票

		(2) 兄又は姉が指定校変更により、就学が認められている同一学校への児童生徒の入学	るまで 中学校については卒業まで	
3	転居予定確定・転出予定日遅延の場合	(1) 住宅の購入等により、転居予定が確定している場合で通学に支障がないと認められるとき。 (2) 住民基本台帳の記録を異動したが、実際の転出が遅れる場合	(1) 転居予定期日まで (2) 実際の転出日の属する学期末まで	事実を確認できる書類(建築請負契約書、売買契約書の写し・居住証明書等)
4	家庭内の事情による場合	(1) 保護者の離婚、別居、死別等家庭生活に起因して転居・転出せざるを得ない場合 (2) 保護者の長期入院、遠隔地への赴任、行方不明、死亡等、やむを得ない生活上の事情により、希望学区内の近親者等に預けざるを得ないと認められる場合	(1) 小学校1～4年については学期末まで 小学校5・6年については卒業まで 中学校については卒業まで	転出証明書又は住民票
5	保護者の就労による場合	(1) 保護者の就労状況等により、下校後の保護に欠ける状況にあり、祖父母宅等からの就学となる場合 (2) 希望学校区内の「学童保育室」に預ける場合 (3) 自営業のため、生活の大半が営業所在地であり、児童の放課後等の配慮を要する場合	(1) 毎年度更新	営業証明書 勤務証明書 許可基準(1)に該当する場合は、就学の拠点となる住所に居住する住民の住民票
6	身体的理由による場合	(1) 身体的理由により通学に支障がある場合	(1) 申立て理由の消滅まで	医師の診断書等理由を証明するに足る書類
7	心身に障がいをもっている場合	(1) 就学指導委員会等の判断により、希望する特別支援学級が設置されていない場合	(1) 卒業まで	住民票
8	外国籍児童・生徒の場合	(1) 日本語指導を必要とする場合	(1) 卒業まで	住民票
9	地域の独自性による場合	(1) 児童・生徒の生活基盤等が指定校外に属する場合	(1) 卒業まで	住民票
10	その他教育的配慮を必要とする場合	(1) いじめ、不登校等学校生活に起因し、在籍校又は指定校に通学が困難な場合 (2) 児童・生徒の心理的な圧迫等により転居・転出等に伴い転校させることが本人に著しく負担になる場合 (3) 指定校に希望する部活動がない場合(変更は1回のみとする。) (4) その他特別な事情があると教育委員会が認めた場合	(1) 必要と認められる期間	校長の意見書(様式第3号)(在学中の場合)

*住民票＝市民部市民課(総合窓口)発行の転入学通知書でもよい。